

目次

第1章 総則(第1条—第5条)
第2章 事業計画の事前公開
第1節 事業計画書等の情報開示等(第6条—第8条)
第2節 事業計画等に対する申出(第9条)
第3節 事業計画等の変更又は廃止(第10条・第11条)
第4節 市長の意見及び勧告(第12条・第13条)
第5節 勧告及び公表(第14条)
第3章 産業廃棄物処理施設の処理実績の情報開示等(第15条・第16条)
第4章 法執行の基本的指針(第17条—第19条)
第5章 雑則(第20条—第23条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置にあつては、事業計画の事前公開手続、周辺の環境に及ぼす影響の調査・対策及びこれらに対する住民の環境保全上の意見を求める手続等を定め、既存の産業廃棄物処理施設にあつては、処理状況の情報開示手続を定めることにより、施設の設置及び管理における住民の不安解消に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に定める産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する施設をいう。
- (3) 最終処分場等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (4) 準産業廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設に準ずる施設で規則で定めるものをいう。
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置 次に掲げるものをいう。
 - ア 法第15条に基づき産業廃棄物処理施設を設置すること。ただし、既存の産業廃棄物処理施設を廃止し、当該廃止に係る産業廃棄物処理施設の設置者が新たに産業廃棄物処理施設を設置する場合において、当該設置に係る産業廃棄物処理施設の設置位置及び処理方式が当該廃止に係る産業廃棄物処理施設と同一であつて、その処理能力が増加せず、かつ、生活環境の負荷が増大しないときを除く。
 - イ 法第15条の2の6に基づき産業廃棄物処理施設の変更をすること。
- (6) 産業廃棄物処理施設設置者 産業廃棄物処理施設を設置している者をいう。
- (7) 設置計画者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (8) 関係住民 産業廃棄物処理施設の設置又は産業廃棄物の処分に関し、環境保全上利害関係を有すると認められる者であつて規則で定める範囲のものをいう。
- (9) 産業廃棄物処分業者 法第14条第6項に定める産業廃棄物の処分を業として行うために許可を受けた者及び法第14条の4第6項に定める特別管理産業廃棄物の処分を業として行うために許可を受けた者をいう。
- (10) 産業廃棄物収集運搬業者 法第14条第1項に定める産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うために許可を受けた者及び法第14条の4第1項に定める特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うために許可を受けた者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物処理施設の設置及び管理が適正に行われるように、設置計画者、産業廃棄物処理施設設置者等に対し、環境保全への配慮を求めるとともに、住民の産業廃棄物処理施設の設置及び管理に対する不安を解消するよう努めるものとする。

(設置計画者の責務)

第4条 設置計画者は、事業計画の策定に当たっては、自らの社会的責任を自覚し、この条例に定める手続を遵守するとともに、周辺の環境が適正に保全されるよう必要な措置をとるよう努めなければならない。

(設置手続の遵守)

第5条 設置計画者は、この条例の目的を理解し、法第15条又は第15条の2の6に基づく申請を、次章に定める手続を経た後に行わなければならない。

第2章 事業計画の事前公開

第1節 事業計画書等の情報開示等

(事業計画書及び環境保全調査書の提出)

第6条 設置計画者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 設置計画者の氏名又は名称及び住所
- (2) 施設の概要
- (3) 設置場所
- (4) [前3号](#)に定めるもののほか、規則で定める事項

2 [前項](#)の規定により、事業計画書を提出した設置計画者は、大気質、土壌、騒音、振動、悪臭、水質、地下水その他規則で定める事項に関し、環境に対する影響についての調査を行い、その調査結果を記載した書面(以下「環境保全調査書」という。)を市長に提出しなければならない。

3 設置計画者は、環境保全上の観点から対策が必要であると考える事項については、当該事項に対する具体的対策内容を当該環境保全調査書に記載しなければならない。

(説明会の実施)

第7条 設置計画者は、[前条](#)の事業計画書及び環境保全調査書を市長に提出したときは、遅滞なく、規則で定める手続により説明会を実施して、当該事業計画及び環境保全調査の内容について、関係住民に説明しなければならない。

2 設置計画者は、関係住民に対する説明会を完了したときは、遅滞なく、その概要を書面で市長に報告しなければならない。

(告示及び縦覧)

第8条 市長は、最終処分場等に関する事業計画書及び環境保全調査書の提出があったときは、遅滞なく、当該事業計画の概要その他規則で定める事項を告示するとともに、当該事業計画書及び環境保全調査書を告示の日から[前条第2項](#)に定める報告があった日以後規則で定める期間、公衆の縦覧に供するものとする。

第2節 事業計画等に対する申出

第9条 [前条](#)の規定による告示があったときは、当該最終処分場等の設置に関し環境保全上の観点から意見を有する者は、[同条](#)の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該環境保全上の観点からの意見を記載した書面(以下「申出書」という。)を市長に提出することができる。

2 市長は、[前項](#)の申出書の提出があった場合には、設置計画者にその申出書を送付するものとする。

3 [前項](#)の申出書の写しの送付を受けた設置計画者は、遅滞なく、環境保全上の見地に立ち、当該申出に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、[前項](#)の見解書の提出があった場合には、当該申出書を提出した者に、当該見解書を送付するものとする。

第3節 事業計画等の変更又は廃止

(事業計画書等の変更の届出)

第10条 設置計画者は、既に提出している事業計画書及び環境保全調査書に記載されている内容を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。

2 設置計画者は、[前項](#)の規定による届出をした場合には、市長が指示するところに従い、[第6条](#)から[前条](#)までの規定の例により、必要な手続を行わなければならない。

(事業計画の廃止の届出)

第11条 事業計画書を提出した設置計画者は、当該事業計画に係る産業廃棄物処理施設の設置をしないこととしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、最終処分場等に係る[前項](#)の届出があった場合において、既に[第8条](#)に基づく告示及び縦覧を開始しているときは、当該事業計画について廃止の届出があった旨を告示するものとする。

第4節 市長の意見及び勧告

(市長の意見及び勧告)

第12条 市長は、[第6条](#)から[第10条](#)までの手続が完了した後、[次条](#)に規定する岡山市産業廃棄物処理施設設置審議会(以下「審議会」という。)の議を経て、当該最終処分場等の設置に関する意見を述べるものとする。

2 審議会は、[前項](#)の場合において、当該事業計画及び環境保全調査書の内容について、環境保全的観点からはもとより、日常生活的観点からも、調査審議するものとする。

3 市長は、[第1項](#)の意見を述べる際には、審議会が調査審議した結果に基づき、当該事業計画及び環境保全調査書の内容について改善又は是正のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 設置計画者は、[前項](#)の規定による勧告を受けたときは、改善又は是正のための必要な措置を講じなければならない。

(岡山市産業廃棄物処理施設設置審議会の設置)

第13条 最終処分場等に係る事業計画及び環境保全調査書の内容についての[前条](#)の規定に定める調査審議を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき審議会を置く。

2 審議会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、環境問題について識見を有する者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職を退いた後も、また同様とする。
- 6 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 8 会長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 10 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 11 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 13 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

第5節 勧告及び公表

第14条 市長は、設置計画者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該設置計画者に対して、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第6条第2項の規定による環境保全調査書を提出せず、又は虚偽の環境保全調査書を提出したとき。
 - (2) 第7条に定める説明会を開催せず、又は開催しても事業計画及び環境保全調査の内容についての説明を行わないとき。
 - (3) 第9条第3項に規定する見解書を市長に提出しないとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、この条例に規定する手続の全部又は一部を行わず、又は不誠実な方法により行ったとき。
- 2 市長は、第12条第3項又は前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を関係行政機関に通知するとともに、公表することができる。

第3章 産業廃棄物処理施設の処理実績の情報開示等

(処理実績報告書の提出義務)

第15条 産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物処理施設設置者は、規則で定めるところにより少なくとも年1回以上、産業廃棄物の処理実績を記載した書面(以下「処理実績報告書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、処理実績報告書の提出があったときは、規則で定める事項を告示し、告示の日から起算して1月間、処理実績報告書を公衆の縦覧に供するものとする。

(処理実績報告書に関する説明会の開催)

第16条 市長は、前条第2項に定める縦覧の期間の末日までに、処理実績報告書の内容について、関係住民による説明会開催の申出があったときは、産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設設置者に対して、説明会の開催を求めることができる。

2 前項の説明会の開催を求められた産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設設置者は、正当な理由のない限り、説明会の開催を拒んではならない。

第4章 法執行の基本的指針

(立入調査における姿勢)

第17条 関係職員は、法第19条の規定による立入検査を行う場合には、厳正かつ公正な態度で臨むとともに、その妨害に対しては警察官の援助を求める等、毅然として対処するものとする。

(違反に対する迅速な対応)

第18条 市長は、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、政令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)に定める産業廃棄物処理基準等に違反する事実を確認したときは、法第19条の3に定める改善命令を行うこと、又はその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項に定める命令を行ったときは、その旨を関係行政機関に通知するとともに、公表することができる。

(監視体制の強化)

第19条 市長は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、組織の充実を図る等、産業廃棄物処理施設等に対する監視体制の強化に努めるものとする。

第5章 雑則

(県外から搬入される産業廃棄物)

第20条 県外に事業所を有する事業者で、当該事業所において生ずる産業廃棄物を市内で処分しようとするもの(以下「県外事業者」という。)が、当該産業廃棄物を市内へ搬入するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第21条 市長は、法令及びこの条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対して、報告を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

- (1) 設置計画者
- (2) 関係住民
- (3) 産業廃棄物処理施設設置者

- (4) 県外事業者
- (5) 産業廃棄物処分業者
- (6) 産業廃棄物収集運搬業者
(準産業廃棄物処理施設)

第22条 市長は、準産業廃棄物処理施設の設置又は管理に関し、規則で定めるところにより、[この条例](#)の手続に準じた対応を行うものとする。

(委任)

第23条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

[この条例](#)は、規則で定める日から施行する。

(参考 平成15年市規則第6号で平成15年4月1日から施行)

附 則(平成20年市条例第21号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第13条第4項の規定にかかわらず、平成23年8月31日までとする。